

第58回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「会社の体制及び方針 業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第58期
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社創健社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに管理部責任者に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

- ③ 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役又は使用人が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部監査部門による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に関わる重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

② 監査等委員会は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関係団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスについては、「経営基本方針」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、遵守状況を確認しております。また通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図り、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- ② 取締役会を月 1 回定時に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催、また経営会議を週 1 回定時に開催し、コンプライアンス、投資及び損失の危険の管理を含む、経営上のリスクに関する報告及び協議を行い、その管理状況を確認しております。
- ③ 取締役会には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 4 名が出席、取締役（監査等委員）は独立社外監査等委員 2 名を含む 3 名が出席するとともに、経営会議には常勤監査等委員が出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また代表取締役社長は監査等委員会との間で定期的に意見交換を行っております。
- ④ 監査等委員会は、独立社外監査等委員 2 名を含む監査等委員 3 名で構成されており、月 1 回定時に開催する他、臨時監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。
- ⑤ 取締役会、監査等委員会及び経営会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ⑥ 取締役会及び経営会議は、中期経営計画にて定められた取締役及び使用人が共有する全社的な目標の達成状況の確認と見直しを行っております。また各担当部署は「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、その目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び経営会議にて報告しております。
- ⑦ 当社グループの子会社には、親会社である当社より取締役又は使用人が非常勤の役員に就任し、子会社の管理に関する規定の遵守並びに業務執行取締役の監督にあたりとともに、月 1 回定時開催の子会社の取締役会にて質疑応答

を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また子会社の重要案件については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役会及び経営会議にて十分な検討を行い、承認決議を行うことで子会社の業務の適正を確保しております。

- ⑧ 内部統制監査は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会により、内部統制監査計画を作成し、基本方針に即した内部統制システムの整備・運用のもと、適切に実施しております。また監査等委員会、会計監査人及び内部統制委員会は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部統制監査の実施を行っております。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されております。
- ⑩ 監査等委員は、その職務の執行について生じる費用について、当社から前払又は償還を受けることができるとしております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	920,465	45,965	127,250	△11,154	1,082,526
当期変動額					
剰余金の配当			△13,995		△13,995
親会社株主に帰属する当期純利益			47,544		47,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	33,549	-	33,549
当期末残高	920,465	45,965	160,799	△11,154	1,116,075

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	29,467	29,467	1,111,993
当期変動額			
剰余金の配当			△13,995
親会社株主に帰属する当期純利益			47,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,031	15,031	15,031
当期変動額合計	15,031	15,031	48,580
当期末残高	44,498	44,498	1,160,574

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数…… 1 社
会社の名称………高橋製麺株式会社
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- i) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。
- ii) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 ……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
（リース資産を除く）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 18年～47年
工具、器具及び備品 2年～20年
- 無形固定資産 ……………定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 投資その他の資産
その他（長期前払費用） ……均等償却によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益は、健康自然食品の卸売業において主に商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正 会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額： 32,284千円（相殺前）

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算出方法

繰延税金資産は繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）等に従い、将来の収益計画に基づく課税所得に基づき、将来減算一時差異に係る税額から将来の会計期間において回収が見込まれない金額を控除して計上しております。

ii) 主要な仮定

将来の経済状況や事業環境の業績への影響を見通すことは困難であります、最善の見積りを行う上での一定の仮定として当社グループにおいて、経済状況が徐々に回復すると仮定し、将来課税所得の見積りを行うとともに、繰延税金資産の回収可能性について会計上の見積りを行っております。

iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

現在想定しうる最善の予測に基づき繰延税金資産を計上しておりますが、将来の経済状況、事業環境の変化等によっては将来課税所得の額に影響が発生し、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額： 2,009千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 算出方法

当社グループ（当社及び連結子会社高橋製麺株式会社）は、管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、会社単位で固定資産のグルーピングを行っております。また、今後使用が見込まれない遊休資産については、各資産をグルーピングの単位としています。

資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額として算定され、使用価値については将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されます。個別にグルーピングされた遊休資産については回収可能価額を正味売却価額としてお

り、帳簿価額と正味売却価額との差額を損失として計上します。

当連結会計年度末において、高橋製麺株式会社の営業損益が2期連続でマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。検討の結果、当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失を計上していません。なお、高橋製麺株式会社が保有する土地の一部については、今後も使用見込みがなく、周辺状況を踏まえて市場価値が認められないと判断した結果、正味売却価額を零として評価し、備忘価額まで減額しています。

ii) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、連結子会社高橋製麺株式会社の事業計画を基礎としており、直近の販売実績や当社グループの販売戦略に基づく売上予測や売上総利益率などを主要な仮定として織り込んでいます。

iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画に織り込まれた主要な仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

(資産)

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物及び構築物	37,851千円
土地	39,368千円
計	310,219千円

(上記に対する債務)

短期借入金	463,223千円
長期借入金	267,527千円
計	730,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 498,050千円

5. 連結損益計算書に関する注記

固定資産の減損

以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失金額（千円）
遊休資産	土地	埼玉県鴻巣市	2,009

(経緯)

上記の資産については遊休状態であり、今後も使用見込みがなく、周辺状況を踏まえて市場価値が認められないと判断した結果、減損損失を認識しています。

(グルーピングの方法)

管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、会社単位で固定資産のグルーピングを行っております。また、今後使用が見込まれない遊休資産については、各資産をグルーピングの単位としています。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額を使用し、周辺状況を踏まえて市場価値が認められないと判断した結果、零として評価しています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	705,500株	一株	一株	705,500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,745株	一株	一株	5,745株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	13,995	利益剰余金	20	2024年 3月31日	2024年 6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議 予 定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	13,995	利益剰余金	20	2025年 3月31日	2025年 6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては預金等による元本が保証されるものを中心としております。

また、短期的運転資金や長期にわたる設備資金は銀行借入を中心にして調達する方針であります。デリバティブ取引に関しては、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの債権管理マニュアルに従い、営業本部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、未入金一覧表を四半期ごとにリストアップし、

回収遅延のおそれがある顧客については管理本部と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

投資有価証券は、株式、投資信託及び地方債であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理規程に従い、管理本部において、時価等があるものについては四半期ごとに時価を把握し、時価がないものについては年度ごとに決算書を入手し、財務状況を把握する管理体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備資金に係る調達です。借入金利については、金融市場における利率上昇リスクを回避する目的で、ほとんどの借入を固定金利にしております。

営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、管理本部において、当社グループ各社の資金繰計画を適時に作成、更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	124,510	124,510	—
資産計	124,510	124,510	—
長期借入金（一年以内返済予定含む）	491,311	484,645	△6,665
負債計	491,311	484,645	△6,665

(※) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※) 2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,318

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	104,988	—	—	104,988
その他	—	19,522	—	19,522
資産計	104,988	19,522	—	124,510

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年以内に返済予定の 長期借入金を含む)	—	484,645	—	484,645
負債計	—	484,645	—	484,645

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式については、上場株式における活発な市場の相場価格を用いて評価しており、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方、その他で保有している投資信託については、取引所における取引価格が存在せず、かつ、解約時に重要な制限がないため、基準価格で評価しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。地方債については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、健康自然食品の卸売業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	金額 (千円)
油脂・乳製品	461,229
調味料	1,748,028
嗜好品・飲料	1,023,946
乾物・雑穀	256,954
副食品	1,279,501
栄養補助食品	124,156
その他	56,814
顧客との契約から生じる収益	4,950,632
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,950,632

(2) 収益を理解する基礎となる情報

商品の販売については、食品量販店・小売店等への食品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね2ヶ月以内に受領しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,658円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 67円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	920,465	32,130	13,835	45,965	8,000	20,000	117,192	145,192
当期変動額								
剰余金の配当							△13,995	△13,995
利益準備金の積立					1,500		△1,500	-
当期純利益							29,218	29,218
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,500	-	13,723	15,223
当期末残高	920,465	32,130	13,835	45,965	9,500	20,000	130,915	160,415

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△11,126	1,100,496	29,467	29,467	1,129,963
当期変動額					
剰余金の配当		△13,995			△13,995
利益準備金の積立		-			-
当期純利益		29,218			29,218
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	15,031	15,031	15,031
当期変動額合計	-	15,223	15,031	15,031	30,254
当期末残高	△11,126	1,115,720	44,498	44,498	1,160,218

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年~47年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資その他の資産

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、健康自然食品の卸売業において主に商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正 会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：32,284千円(相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1)繰延税金資産の回収可能性 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：29,068千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 算出方法及び主要な仮定

当社は国内において自然健康食品の卸売業を営む会社であり、当社ブランド即席麺のOEM製造を主たる事業として営む連結子会社高橋製麺株式会社(以下：同社)を有しています。同社は非上場の連結子会社であり、市場価格のない関係会社株式に該当する同社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額とを比較することにより判定しており、同社の財政状態の悪化により実質価額が取得価額に比べ著しく低下している場合には、概ね5年以内に回復することが十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行っており、当事業年度末において関係会社株式評価損29,068千円(特別損失)を計上しています。

同社株式の実質価額の算定にあたっては、同社が保有する資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味した純資産額を算定する必要があり、同社が保有する固定資産に関する減損損失の認識の要否を考慮する必要があります。減損損失の認識の要否にかかる見積りの内容に関しては、連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2)固定資産の減損」に記載しています。

ii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについては、入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、今後の経済環境の変化等により同社の保有する固定資産について追加の減損損失の認識が必要と判断された場合、同社株式の実質価額の算定及び評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務
(資産)

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物	37,851千円
土地	39,368千円
計	310,219千円

(上記に対する債務)

短期借入金	320,000千円
1年内返済予定の長期借入金	143,223千円
長期借入金	267,527千円
計	730,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 311,835千円

(3) 保証債務

関係会社である高橋製麺株式会社に對し、次の債務保証を行っております。

借入債務保証 34,926千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,609千円
短期金銭債務	13,631千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	14,118千円
仕入高	98,346千円
営業取引以外の取引による取引高	840千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 5,745株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	280
賞与引当金損金算入限度超過額	7,966
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	47,314
退職給付引当金損金算入限度超過額	48,719
ゴルフ会員権等評価損	1,279
減損損失	14,236
関係会社株式評価損	9,072
その他	13,318
繰延税金資産小計	142,186
評価性引当額	△109,902
繰延税金資産合計	32,284
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,188
繰延税金負債合計	△20,188
繰延税金資産（負債）の純額	12,095

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：％)

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.31
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.83
受取配当金等永久に損益に算入されない項目	△0.32
住民税均等割	3.46
評価性引当額純増減	2.11
その他	0.06
小計	12.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.45

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する当事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する当事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.31％から31.21％に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所有（被 所有） 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	高橋製麺 株式会社	埼玉県 鴻巣市	72,920	即席麺の 製造及び 販売	(所有) 直接 100.0	役員の 兼務2名	債務保証	34,926	—	—

取引条件なし取引条件の決定方針

(注)債務保証については、金融機関からの借入で行ったものであり、保証料は受領しておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,658円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 41円76銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他注記

該当事項はありません。